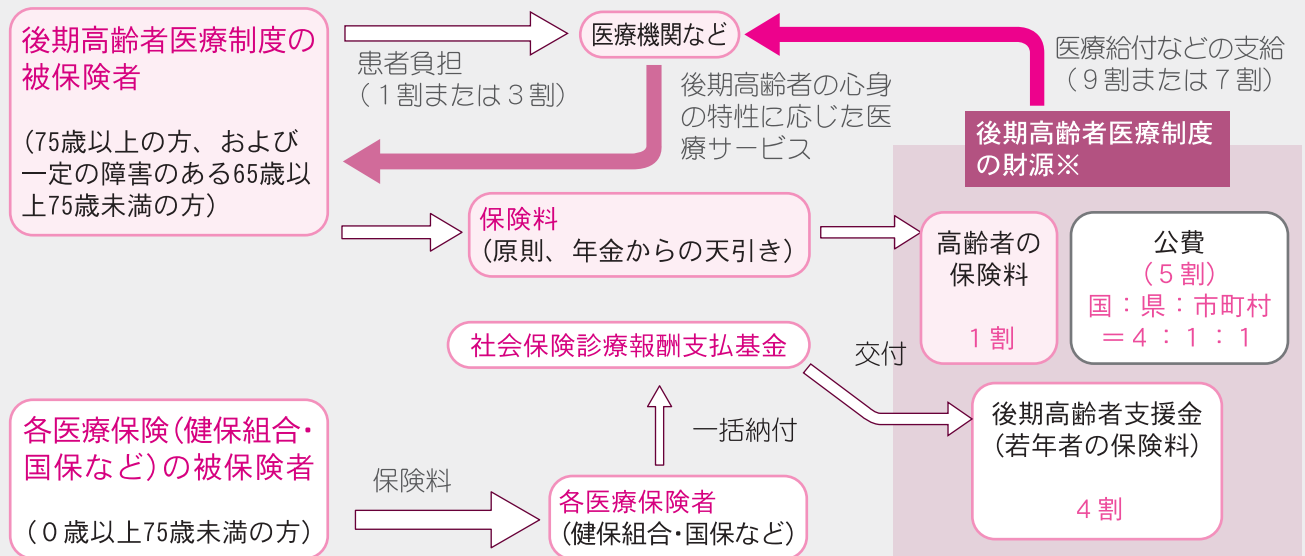


# 老人保健制度で医療を受けている方へ

平成20年4月から新しい後期高齢者医療制度が始まります！

## ◎後期高齢者医療制度6つのポイントについてお知らせします

- ①75歳以上(一定の障害がある場合には65歳以上75歳未満)の方が対象となります。
- ②平成20年3月に新しい保険証(被保険者証)が一人に1枚送付されます。
- ③医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。
- ④保険料は、原則、年金からの天引きとなります。茨城県後期高齢者医療の保険料は11月頃に決定する予定です。
- ⑤後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。
- ⑥各種申請などの窓口業務、保険料徴収業務は市町村が行います。



※後期高齢者の医療にかかる費用のうち、皆さんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費(国、県、市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます。

詳しくは茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ(<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>)をご覧ください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合(☎029-309-1212) 市国保年金課医療福祉係(☎内線2316)

## 違反広告物除却活動 参加団体募集

### 違反広告物追放

街の景観美化を守るために、市民の皆さんのご協力が必要です。活動に参加していただける団体を募集します。

募集期間/随時受付け

活動内容/違反広告物(はり紙、はり札、立看板、広告旗など)の撤去

活動開始時期/認定日以降

応募資格/以下のような団体

- 市民で組織する団体
- 市内に事業所のある法人
- 町内会など



報酬など/ボランティアとなりますので、報酬はありませんが、除却に必要な道具などは貸し出します。

※詳しくは、お問合せください。

申問 都市計画課(☎内線2266)